

ほっ・to通信



第5号／R4.2月号

渡辺資産税税理士事務所 行政書士事務所
ルギード株式会社

〒107-0062
東京都港区南青山6-13-5 ポルトポヌール302
TEL：03-3486-7276 FAX：03-3486-7217
HP：https://www.w-shisanzei.com

成人年齢が引き下げ 税務上での影響は？

民法の改正により、令和4年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。この影響で税法上での成人年齢も18歳に引き下げられるため、改正点をまとめました。

＜相続税＞

未成年者控除の対象者の引き下げ

相続人が20歳未満の場合に相続開始時の年齢に応じて相続税額から一定額を控除できます。この対象者が令和4年4月1日以降開始の相続等より18歳未満に引き下げられます。

＜贈与税＞

現行法で受贈者（贈与を受ける人）の年齢要件が「20歳以上」である制度について令和4年4月1日以降に行われる贈与から「18歳以上」に引き下げられます。ただし制度によって年齢判定の日が異なります。

1. 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の特例

直系尊属（祖父母や父母など）からの贈与は、それ以外の者からの贈与と比べ贈与税率が低く設定されています。この特例が適用できる受贈者（贈与を受ける人）は、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の直系尊属に限られています。この受贈者が「その年の1月1日現在で18歳以上の直系尊属」に引き下げられます。

2. 相続時精算課税制度

相続時精算課税とは贈与を受けたときには贈与税を納税せず、相続が発生した時に贈与財産を相続財産に加算して相続税

納税でポイントがつく！ キャッシュレス納付

以前のほっ・to通信でご案内しましたキャッシュレス納付には「もっと詳しく教えて！」といった反響がありました。そこで今回は紙面を拡大してもう少し詳しくお知らせいたします。

これまでも地方税では固定資産税や住民税の振替納税、国税では所得税の振替納税などで既におなじみのキャッシュレス納付ですが、今回は単に振替納税するだけでなくポイントが付くことに着目してクレジット納付とスマホ決済アプリによる納付についてご案内いたします。

☎ クレジット納付

クレジットカードを利用して納付する方法です。国税の場合は「国税クレジットカードお支払いサイト」、都税の場合は「都税クレジットカードお支払いサイト」にアクセスし、必要情報を入力するだけで納付手続きが完了します。

国税 <https://kokuzai.noufun.jp/>

（国税庁のEPよりアクセスできます）
都税 <https://zei.metro.tokyo.lg.jp/>

＜ポイントが還元される＞

クレジット納付の最大のメリットであるといえます。ただし納付によってポイントが還元されるか、何％還元されるかはカード会社の会員規約に基づくため、あらかじめ確認する必要があります。

＜決済手数料＞

納付する税額に応じ決済手数料がかかります。

（国税） 納付額1万円につき83円
（都税） 納付額1万円につき80円

納税する制度です。

この制度を適用できる受贈者は、20歳以上の直系尊属に限られています。この受贈者が「その年の1月1日現在で18歳以上の直系尊属」に引き下げられます。

3. 非上場株式の贈与税の納税猶予制度

後継者である受贈者が贈与により非上場株式を取得しその会社を営営していく場合には、贈与を受けた非上場株式に係る贈与税の納税が猶予される制度です。この制度を適用できる受贈者は、贈与の時に20歳以上である受贈者ですが、この受贈者が「贈与の時に20歳以上である受贈者」に引き下げられます。

＜納付できる税目＞

（国税） すべての税目
（都税） 自動車税、固定資産税・償却資産税（23区内のみ）、個人事業税、不動産取得税

＜利用可能額＞

（国税） 1000万円まで
（都税） 100万円まで

＜利用できるカード会社＞

Visaカード、Masterカード、JCB、アメックス、ダイナースクラブTSUBICカード

この記事を読んだ直後の納税には個人の所得税の納税・消費税の納税がありますが、振替納税を選択している二つの税目についてWさんの例としてクレジット納付を試してみますので継続記事として次回ほっ・to通信で結果報告いたします。

☎ スマホ決済アプリによる納付

スマートフォン決済アプリを利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付する方法です。

＜利用できる決済アプリ＞

auPAY、d払い、Paypay、JC CoinPAY、LINEPAY、PayB、モバイルレジ

＜ポイントの還元＞

利用するアプリや利用方法によって異なります。ペイペイの場合ですと、0.5

国税クレジットお支払いサイト 入力項目

利用者情報の入力

①氏名漢字、氏名カナ、郵便番号、住所、電話番号、整理番号を入力します。
※電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。
※整理番号が不明な場合は空欄のままでも構いません。

②納付先税務署を入力します。
「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選びこもできます。

納付内容の入力

③納付税目をプルダウンメニューから選択します。

④申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力します。

例）平成28年分所得税確定申告の場合
・課税期間（白）：平成28年
・申告区分：確定申告
・本税：10,000円
・合計額：10,000円

クレジットカード情報

⑤カード番号、有効期限、支払方法、セキュリティコードを入力します。

⑥納付手続完了メールの送信先を入力します（推奨）。

●入力内容を確認した上で、納付手続を完了させます。
●納付手続完了ページを印刷するなどして保存します（推奨）。

納付手続完了

1. 5%のポイントが還元されます。また、納付先によってはポイントが還元されない納付もあるため自治体のウェブサイトでの確認が必要です。

＜決済手数料＞

スマホ決済アプリによる納付では決済手数料はかかりません。

＜手続きに必要なもの＞

・スマートフォン又はタブレット端末
・バーコードが印字された納付書
※納付書がなく納付額が確定している場合は、都道府県税事務所へ連絡し、納付書の発行を依頼することができます。

＜納付できる税目＞

（国税） 令和4年12月に導入予定
（都税） 自動車税、固定資産税・償却資産税（23区内のみ）、個人事業税、不動産取得税

＜利用可能額＞

（国税） 現在未定
（都税） 30万円まで（納付書1枚あたりの合計額が30万円までのバーコードが印字された納付書に限ります。なお、合計額とは延滞金・加算金を含めた額をいいます）

スマホ決済アプリでは納付書にバーコードがあることが必要とのことですが納付できる税目は既にあるコンビニ納付ができる納付書のようにです。

申告納税の国税の納付書にもバーコードが導入されるようですがどの税目をどの範囲で取り扱うのか、今年の12月の導入に注目していきたいです。

チーム渡辺

渡邊由紀子と
頼れる仲間たち

18歳に戻れたら 何をしますか？

成人年齢が18歳に引き下げられることを受け取り上げてみました。若い時にはその貴重さに気付かず、なんだあんな過ごし方をしたんだろうと悔やむ意見もありました。皆さまはいかがでしょう？

（渡邊）運動か、勉強か、芸術かはわからないけれど、一心不乱に何かに打ち込みたいです。

（小杉）18歳に戻れるのなら、南米やヨーロッパなど移動時間のかかる国に旅行に行きたいですね。どこでも寝れたあの頃に戻りたいです。

（萩原）もし18歳に戻れたら、大学の進路について文系ではなく理系の学部に進んでみたいです。

（工藤）過去に戻れるという意味であれば、18010.01円のビットコインを1万円分だけいいので買いたいです。周りは何も変わらずに自分だけ18歳にということであれば、自戒の意味も込めて、もう少し勉強する学生生活を送りたいです。

（稲田）色々なスポーツに挑戦したいです。体力の最盛期に色々チャレンジしておけばよかったと後悔……。
（横山）もし18歳に戻れたら、会計学ではなく免疫学を学びます。腸内細菌を研究し、食物アレルギーの発症を予防できるようにしたいです。

（高橋）18歳に戻れたら……まじめに日本の伝統工芸を守るために美大を目指します！
あそびに髪を金やピンクに染めたりすごく長いルーズソックスを履いてピアスを開けます！

（藤田）医者を目指して勉強します！医療従事者の方の姿を見て、ただただ頭が下がります……。そして世のため人のために生きます！



編集後記

今年寅年、干支では「新しく立ち上がる」とや「生まれたものが成長する」といった縁起のよさを表しているそうです。干支は年賀状や年始以外で意識することが少ないのですが、落ち込むことや苦しいことがあるときは、「今年寅年！立ち上がるぞ！」と奮い立たせて過ごしましょう！